

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関し、旭川市（以下「甲」という。）と株式会社ベルコ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設の一部を緊急一時避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急一時避難施設の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、緊急一時避難施設として市民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から緊急一時避難施設として市民に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災した場合は、この限りでない。

（1）ベルクラシック旭川

施設名称	ベルクラシック旭川
所在地	旭川市本町2丁目
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和60年8月
耐震性	有り

（2）旭川ベルコ会館

施設名称	旭川ベルコ会館
所在地	旭川市神楽2条10丁目3番17号
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造

建築年	平成6年3月
耐震化	有り

(使用範囲)

第4条 緊急一時避難施設として使用する範囲は次のとおりとする。

(1) ベルクラシック旭川

使用場所名	2階 フェニックス、ペガサス
使用床面積	363m ² ×2室(726m ²)
収容可能人員	最大1000名

(2) 旭川ベルコ会館

使用場所名	ロビー、式場、控室
使用床面積	1,838.457m ²
収容可能人員	100名以上

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるとき又は施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(開設の要請)

第6条 甲は、前条に基づき緊急一時避難施設を開設しようとするときは、乙に対しその旨を緊急一時避難施設開設要請書（様式第1号）又は口頭により要請するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(緊急一時避難施設の管理)

第8条 災害時の緊急一時避難施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 災害時の緊急一時避難施設の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

3 日常生活品、食糧及び毛布等の必要な物資の調達は甲が行うものとし、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第9条 緊急一時避難施設の施設使用料は、開設後3日以内に限り無償とする。

2 開設後3日を超えるものの施設使用料は甲が負担するものとし、費用負担額は、災害発生直前の価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

(開設期間)

第10条 緊急一時避難施設の開設期間は、開設した日から3日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に緊急一時避難施設使用許可期間延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとする。

(緊急一時避難施設閉鎖への努力)

第11条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急一時避難施設の早期閉鎖に努めるものとする。

(緊急一時避難施設の閉鎖)

第12条 甲は、乙が管理する施設において緊急一時避難施設としての使用を終了する場合は、乙に緊急一時避難施設使用終了届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(変更及び廃止)

第13条 乙は、当該施設の名称又は位置を変更したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年11月21日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



乙 大阪府池田市空港1丁目12-10

株式会社 ベルコ

代表取締役 斎藤

